

計 画 年 度
令和2年度～令和12年度

埼玉県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

令和5年3月
埼 玉 県

基本の方針	2
1 概要	
2 獣医療を取り巻く情勢の変化	
3 本県の獣医療の現状	
4 計画策定方針	
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1 産業動物診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
2 産業動物診療施設の整備に関する目標	
第2 獣医師の確保に関する目標	7
1 産業動物分野における診療獣医師の確保目標	
2 公務員分野における診療獣医師の確保目標	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	8
第4 獣医療関連施設の機能及び業務の連携とその方針	8
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設、診療機器の効率的利用	
3 集団管理衛生技術等の推進と衛生検査機関との業務の連携	
4 獣医療情報の提供体制の整備	
5 診療効率の低い地域、獣医療の提供が不足する地域に対する獣医療の提供	
第5 より質の高い獣医療の確保と技術の向上	10
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
4 生涯研修・教育	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	11
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	

基本の方針

1 概要

本県における獣医療の提供体制の整備に向けては、平成4年の獣医療法(平成4年法律第48号)(以下、「法」という。)の制定以降、埼玉県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を公表し、産業動物の診療を行う獣医師の確保や、診療施設の整備等を行ってきた。

令和3年8月には「埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定し家畜の生産性向上や家畜伝染病の適確な防疫措置、消費者ニーズに合った安全で良質な畜産物の安定供給を図ることとしている。

平成24年に策定した第3次の計画では、同年3月に策定した「埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画」と調整を図りつつ、畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び畜産物の安全性の向上に取り組んできた。

一方、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ(以下「特定家畜伝染病」という。)の発生など、特に産業動物における獣医療を取り巻く状況は著しく変化してきており、令和3年4月には、家畜伝染病の発生及びまん延防止を図るため、埼玉県飼養衛生管理指導等計画を策定した。さらに、動物の愛護や適正な飼養管理に対する社会的な関心が高まり、チーム医療の提供体制の整備を図るため、令和元年6月に愛玩動物看護師法が制定され、愛玩動物看護師が国家資格化されたところである。今後とも獣医療の適切な確保と質の向上を図るため、令和12年を目標とする第4次となる「埼玉県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を策定する。

2 獣医療を取り巻く情勢の変化

(1) 産業動物における獣医療と、食料の安全性・安定供給に対する獣医師の役割

産業動物分野においては飼養規模の拡大が進み、生産性を阻害する慢性疾病など家畜疾病の複雑化・多様化等が問題となっており、これらに対する獣医療の提供は、生産性の向上を阻害する要因の排除に大きな役割を担っている。

また、特定家畜伝染病の発生を踏まえ家畜衛生分野における危機管理体制の強化・高位平準化が急務となっている。

一方、国内での特定家畜伝染病の発生や薬剤耐性菌対策等、安全な食料供給に対する関心が増大するとともに、病原微生物や有害物質等による畜産物のリスク低減を図るための、農場HACCP、畜産GAPの導入、肉用牛や養豚経営における飼養規模拡大に適応した群単位での集団管理衛生技術の提供等、より幅広い獣医療の提供が求められており、獣医師の果たすべき役割は一層高まっている。

県の農林水産分野の公務員獣医師の業務については、特定家畜伝染病発生時の防疫対応のほか、家畜の飼養者に対する飼養衛生管理基準の指導や豚熱のワクチン接種等、多様化している。

(2) 高度な獣医療提供への社会的ニーズの高まり

犬や猫、小鳥等の小動物分野については、飼育される小動物が生活の伴侶として広く県民に浸透し、近年はマイクロブタなども増加している。このような中、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化し、高度かつ広範囲な獣医療技術の提供のみならず飼育者の意向も勘案した獣医療の提供が求められており、獣医師と愛玩動物看護師等との連携によるチーム獣医療の提供の必要性が高まってきている。

3 本県の獣医療の現状

本県獣医療については、産業動物診療、小動物診療及び公務員獣医師並びに民間・研究部門における獣医師の活動により、その提供が図られてきた。

令和2年12月末日現在の獣医師法第22条の届出のあった本県在住獣医師は1,795名であり、うち獣医事に従事するものは1,667名で、うち国家公務員33名、都県職員233名、市町村職員80名、民間団体等職員253名及び診療施設1,065名である。

(1) 産業動物診療

産業動物診療については、個人開業施設が地域における獣医療提供の主要な部分を占めている。一方、農業共済組合の診療施設は、県下で広域にわたり組織的な診療活動を展開するとともに、診療効率の低い地域においても往診を行うなど、獣医療を提供する体制の維持に重要な役割を担っている。また、県は3か所の家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農林総合研究センターで産業動物に対する家畜伝染病防疫、各種検査、試験研究等獣医療の提供に資している。(表1)

表1 産業動物診療施設の開設主体別内訳

単位：施設数

地域	施設数	開設主体別内訳				
		県	農業共済組合	農業協同組合	その他団体	個人・法人
南東部	12	1	0	0	1	10
西部	15	1	0	0	0	14
北部	37	4	1	0	0	32
計	64	6	1	0	1	56

令和4年12月31日現在、家畜保健衛生所調査。その他団体は、企業等。

(2) 小動物診療

小動物診療については、法人開業施設及び個人開業施設が地域における獣医療提供のほとんどを占めている。(表2)

また、その施設数も年々増加しつつある状況にある。

表2 小動物診療施設の開設主体別内訳

単位：施設数

地域	施設数	開設主体別内訳				
		県	市町村	任意団体	法人	個人
南東部	513	1	3	0	271	238
西部	206	1	2	0	97	106
北部	83	1	0	0	36	46
計	802	3	5	0	404	390

令和4年12月31日現在、家畜保健衛生所への診療施設開設届による。

(3) 県、市町村、民間・研究部門

県は、農林部において産業動物に対する獣医療の提供を、保健医療部において食品衛生及び動物愛護に対する獣医療の提供を、環境部において野生鳥獣保護等の獣医療の提供を行っている。市町村においては、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市において食品衛生及び動物愛護に対する獣医療の提供が行なわれている。民間においては、各企業・団体により勤務する獣医師によりそれぞれの分野において獣医療の提供が行われている。

4 計画策定方針

県全体の獣医療を円滑に提供にするため、産業動物診療については、診療施設の確保目標、診療機器の整備、獣医療関連施設の機能及び業務の連携等について以下のとおり定める。また、小動物、公務員等勤務獣医師については、獣医療関連施設の機能及び業務の連携、獣医療の提供内容等について以下のとおり定める。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 産業動物診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 産業動物診療施設

本県における産業動物の獣医療は、診療獣医師の高齢化が進んでいる。

一方、国の家畜改良増殖目標に即して、家畜改良増殖法第3条の3に基づき県が定めた「埼玉県家畜改良増殖計画」においては、今後10年間の飼養頭数で乳用牛約35%の減少及び肉用牛の飼養頭数で約8%の減少、豚の飼養頭数で約2%の減少、鶏の飼養戸数で約9%の減少を見込んでいる。

今後とも獣医療へのニーズを把握しながら、獣医療の不足あるいは不均衡が見込まれる分野において獣医師の養成・確保対策をより一層強化し、獣医療の提供体制を整えることが不可欠となっている。

本県では、産業動物を主に診療している診療施設に勤務する獣医師数は63名で、このうち個人開業施設勤務の獣医師が55名で87%を占め、地域における獣医療提供の主要な部分を占めている。

一方、農業共済組合の診療施設においては、県下で広域にわたり組織的な診療活動を展開するとともに、診療効率の低い地域においても往診を行うなど、獣医療を提供する体制の維持に重要な役割を担っている。(表3)

表3 産業動物診療施設の開設主体別獣医師の内訳数 単位:人

地域	計	開設主体別内訳			
		農業共済組合	農業協同組合	その他団体	個人
南東部	15	0	0	1	14
西部	14	0	0	0	14
北部	34	7	0	0	27
計	63	7	0	1	55

令和4年12月31日現在、家畜保健衛生所調査。

畜種別には、乳牛延33名、肉牛延24名、豚延16名、鶏延10名及び馬延9名が診療を提供している。(表4)

表4 産業動物を主体として診療している獣医師数(畜種別) 単位:延人数

地域	計(実人数)	畜種別内訳				
		乳牛	肉牛	豚	鶏	(その他馬等)
南東部	32(15)	7	7	6	6	6
西部	17(14)	8	0	6	3	0
北部	43(34)	18	17	4	1	3
計	92(63)	33	24	16	10	9

令和4年3月1日現在、家畜保健衛生所調査。

対象家畜については、農業共済組合の診療施設において、乳牛、肉牛及び豚を対象として診療の提供が行われている。

診療の対象が牛の場合、乳牛と肉牛を兼ねて対象としている場合が多く、地域それぞれの個人診療施設で獣医療が提供されている。豚及び鶏では、個体よりも群としての管理が行われている。また、企業の所属獣医師や県外の獣医師による診療の提供も行われている。馬については、主に競馬場所所属の診療施設において提供されている。

(2) 産業動物診療機器

県では、中央家畜保健衛生所を中心に血清成分分析装置等の検体成分分析装置、PCRシステム、エライザプレートリーダー等の免疫・遺伝子診断装置、その他病性鑑定に使用する各種機器等を整備している。

一部個人の診療施設においては、X線診断装置、ガス麻酔装置、外科器具等の臨床現場に直結した使用頻度の高い機器を設置している。(表5)

表5 産業動物診療機器の整備状況

区分	開設主体	県機関			共済組合			法人診療施設			個人診療施設			計
	地域	南東部	西部	北部	南東部	西部	北部	南東部	西部	北部	南東部	西部	北部	
施設設備	検査室	1	2	3			1		1	2	3	11	4	28
	手術室			2						2		1	3	8
	解剖室	1	1							1			3	6
	焼却施設	1	1							1				3
	X線撮影(診療)室											2	2	4
	入院施設									1		1	2	4
	薬品庫	1	1	3			2	2	1	3	6	10	3	32
一般・汎用機器	光学顕微鏡	1	1	3			1			1		3	3	13
	実体顕微鏡	1	1	3			1						3	9
	ガス滅菌機			3			1						3	7
	乾熱滅菌機	1	1	3								1	2	8
	オートクレーブ	1	2	3			1	1		1		2	2	13
	遠心分離機	1	2	3			1			1	1	1	2	12
	クリーンベンチ	1	1	3									3	8
	培養機(恒温機)	1	4	2			1			1		1	3	13
	超純水製造装置	1		2									1	4
生化学診断装置	血液生化学分析装置	1					1			1			2	5
	血球計算機	1								1			2	4
	血液ガス測定装置									1			1	2
生体画像診断装置	ファイバースコープ												1	1
	X線撮影装置							1		1	4	2	2	10
	心電音計									1			2	3
	デジタル現像装置									1			2	3
免疫・遺伝子診断機器	PCRシステム	1	1											2
	ELISAプレートリーダー	1	2											3

区分	開設主体	県機関			共済組合			法人診療施設			個人診療施設			計
	地域	南東部	西部	北部	南東部	西部	北部	南東部	西部	北部	南東部	西部	北部	
理学的治療等 機器	レーザー装置												2	2
	ガス麻酔器			2					1		1	2	6	
	低周波治療器											2	2	
	ショックウェーブ			2								1	3	
受精・受精卵 移植関連	プログラムフリーザー			3		1	1		1			2	8	
	液体窒素保存器			3		2	1		2			2	10	
	受精卵培養装置			2			1					1	4	
	加温版	1	1	3				1				1	7	
	人工授精器具			3		1	1		2		1	2	10	
臨床治療装置	外科器具セット		1	2		2			3		2	3	13	
	繁殖障害除去器具セット			2		2					1	1	6	
	電動削蹄器								1			1	2	
	除角器			3		1			2			2	8	
	牛体吊起器			3		1			1			2	7	

2 産業動物診療施設の整備に関する目標

(1) 県

県は、家畜保健衛生所を地域における家畜保健衛生の中核機関として、また特定家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点としての役割を担うため、引き続き設備、機能、人員の充実・強化を図る。

特に、特定家畜伝染病については、その発生に伴う防疫措置において、迅速な初動防疫が行えるよう体制を整備しておくことが重要である。そのため、各家畜保健衛生所において初動防疫に必要な防疫資材の備蓄を図るとともに、家畜保健衛生所以外の備蓄場所についても確保を図る。

また、そのまん延防止には、迅速かつ正確な診断が求められることから、各家畜保健衛生所に必要な検査機器の整備を図るほか、検査精度の高度平準化及び結果の信頼性確保のため検査項目ごとの精度管理を行う。

家畜飼養者数は都市化が進んだ南東部で減少が著しく、県の西部及び北部に偏在している。そのため、北部に新たな家畜保健衛生所を整備し、現在3か所ある家畜保健衛生所を2か所に集約してその機能の強化を図る。

(2) 農業共済組合、農業協同組合等の診療施設

臨床に使用する機器のほか、血液成分分析装置、超音波診断装置等現場において迅速、効率的な診断に欠かせない機器類について、今後とも必要の範囲内で整備を推進する。

(3) 個人開業診療施設

各診療施設における必要な施設、機器の整備をさらに推進するとともに、家畜伝染病の発生及びまん延の防止のため、引き続き家畜保健衛生所との連携を図りながら、質の高い獣医療の提供を推進する。

また、高度な獣医療を提供できるようにするため、農業共済組合、農業協同組合及び個人開業診療施設における診療施設整備計画の策定を推進し、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫が実施する融資制度の活用を図る。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 産業動物分野における診療獣医師の確保目標

(1) 産業動物獣医師確保目標

産業動物分野においては、その診療範囲は地域を超えて行われており、農業共済組合の診療施設においては、県下で広域にわたり組織的な診療活動を展開している。

このため、確保目標は県全体をひとつの地域として設定する。

令和4年3月現在、産業動物を主体として診療している獣医師は、全畜種で延べ92人（実63人）である。令和12年度における必要人数は、家畜の飼養目標頭羽数を現在の1人当たり平均治療頭羽数で推計すると延べ82人（実56人）である。今後、定年が令和12年度には65歳まで引き上げられていると想定すると、令和12年の推定獣医師は延べ51人（実35人）となり、新たに確保すべき獣医師数は、延べ31人（実21人）である。（表6）

表6 産業動物獣医師の確保計画

単位：延人数

地域	畜種	令和4年3月現在の診療獣医師数	令和12年度における獣医師の必要数	令和12年度推定獣医師数	令和12年度までに確保すべき獣医師数
県全体	乳用牛	33	23	18	5
	肉用牛	24	22	13	9
	豚	16	18	9	9
	採卵鶏	10	10	6	4
	その他馬等	9	9	5	4
	延人数計	92	82	51	31
	実人数	63	56*	35	21

*：実人数と延べ人数の比率から推計

(2) 産業動物獣医師確保対策

新規卒業獣医師の小動物診療分野への就業希望者は依然として多く、産業動物獣医師への就業希望は少ない。

産業動物分野への就業を希望している者についての情報を県、関係団体、個人開業診療施設等との間で共有するとともに、公務員獣医師を退職した者に対する産業動物診療への就業を促進する。

また、各分野における研修等の充実により獣医師の育成の取組を推進し、質の高い獣医療の確保と技術の向上を図る。

(3) 労働をめぐる環境の改善

今後、新規免許習得者の女性獣医師の割合が増加していくことから、継続した就業を図るため、産休・育休の取得できる労働環境の改善を推進する。

2 公務員分野における診療獣医師の確保目標

(1) 公務員獣医師確保について

本県の公務員獣医師については、令和4年4月現在、農林部関係に102名、保健医療部に153名が勤務している。

今後、目標年度までに合計47名の定年退職者が見込まれる。

近年、再任用での雇用を含め、公務員獣医師の確保が困難になってきている。今後とも、行政需要や経済情勢を踏まえつつ新規職員の採用、再任用制度の活用を図るとともに職員の計画的な確保及び配置に努める。

(2) 公務員獣医師確保対策

県が行うインターンシップや農林水産省の行う研修を引き続き実施し、獣医学生を積極的に県施設に受け入れ、公務員の職場体験を通じてそれらの職域業務の理解醸成と就業誘導を図る。

また、人事部局等と連携し、必要に応じて獣医系大学訪問、職員採用に係る情報提供、公務員獣医師の業務の紹介等を実施し公務員獣医師の計画的確保を推進する。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における産業動物の獣医療を提供する体制の整備計画を策定する地域は、家畜保健衛生所の所轄地域別に南東部地域、西部地域、北部地域に区分する。(表7)

いずれの地域においても計画的に獣医療の提供を進める必要があることから全ての地域について診療施設の整備及び獣医師の確保を進める。

表7 地域区分と市町村名

(令和4年3月現在)

地域名	市町村
南東部	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市 和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町 春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、白岡市、宮代町 三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町
西部	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市 鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町
北部	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村 本庄市、美里町、神川町、上里町 熊谷市、深谷市、寄居町 行田市、加須市、羽生市

第4 獣医療関連施設の機能及び業務の連携とその方針

県は組織的な家畜防疫体制を確立するとともに、獣医療関連施設相互の役割を明確化するとともに、個々の施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進し、地域においてより効率的かつ有効な獣医療の提供を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

- (1) 家畜保健衛生所は、地域における特定家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点として、その中心的役割を担うとともに、より迅速かつ的確な防疫措置が実施できるように、防疫体制の確立を図る。
- (2) 家畜伝染病予防法及び関連法に基づき、防疫体制の再点検を行うとともに、県の関係部局のみならず農業共済組合や産業動物獣医師との連携・協力体制の徹底を図る。また、平常時より、特定家畜伝染病発生時の殺処分、焼却、埋却処分の準備を進めるとともに、定期的に防疫演習を実施し、万一の発生の際における的確かつ迅速な初動防疫に備える。
- (3) 国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策については、関係団体、生産者等に対して迅速に情報提供を行い、家畜伝染病の発生予防、まん延防止に対する意識の啓発を行う。

2 診療施設、診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であり、それらの機器を個々の診療施設が整備することにより過剰な設備投資にならないよう、効率的利用を進める。

- (1) 家畜保健衛生所の診療機器については、民間獣医師も含め、相互に連携・協力の下で利用できる体制を整備する。
- (2) 家畜保健衛生所の施設整備、機能の充実を計画的に行いながら、病性鑑定や診断、検査を効率化、迅速化する。

3 集団管理衛生技術等の推進と衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大・集約化等に伴い従来の個体診療に加え、農場単位での集団衛生管理技術へのニーズがさらに高まるものと思われる。そこで、集団管理衛生技術の提供、農場段階への HACCP の導入の推進を図るとともに、技術の導入に当たって必要となる環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的な専門技術については、家畜保健衛生所や民間検査機関等との業務の連携を図る。

4 獣医療情報の提供体制の整備

家畜保健衛生所、食肉衛生検査センター、診療施設、関係団体等の獣医療関連機関の相互の情報交換、情報共有を図る。

このため、研修会・講習会を開催し、症例報告等を共有するとともに、家畜保健衛生所が行うサーベイランス成績、予察検査の成績並びに抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査センターが行うと畜検査成績等を共有することにより、診療や保健衛生指導に活用する。

5 診療効率の低い地域、獣医療の提供が不足する地域に対する獣医療の提供

これらの地域における獣医療の提供については、近隣の診療施設による獣医療の提供や、農業

共済組合等の加入促進による体制整備を行う。

また、慢性疾病や生産病、繁殖障害等の発生を抑えるため、家畜保健衛生所等による重点的な飼養衛生管理指導及び損耗防止に関する事業を活用する。

第5 より質の高い獣医療の確保と技術の向上

獣医師は、技術の習得はもとより、専門職職業倫理の向上を図りながら技術の向上に努め、より質の高い獣医療を確保する等、社会の要請に応じていかななければならない。いずれの分野においても、更に高度な獣医学的知識、動物の愛護や福祉、適正な飼養に関する知識、語学力、自己表現力やコミュニケーション能力等を兼ね備えた獣医師となるための研修等をそれぞれの機関において充実する。

また、各分野における獣医師の連携や交流、情報交換等による関係の強化により、相互の業務の理解を促進し、幅広い経験と見識を持った獣医師の育成を図る。

1 産業動物分野

- (1) 産業動物の診療分野に新たに就業する獣医師を対象に、臨床現場における実践的な診療技術や、獣医療に関する法令遵守、食品の安全確保における獣医師が担う役割等について、研修会、講習会等の開催に努めるとともに、関係団体による開催に協力し、技術や知識の習得に努める。
- (2) 集団衛生管理技術、HACCP 方式を活用した飼養衛生管理、経営指導等に精通した、いわゆる農場管理獣医師を養成するため、関係団体と協力して推進を図る。

2 公務員分野

- (1) 国等が開催する家畜衛生分野、公衆衛生分野、動物愛護・福祉分野に関する講習会のほか、より専門的な病性鑑定、試験研究、集団管理衛生技術、農場 HACCP 等の最新の獣医療技術等の研修についても獣医師の参加を進める。また、得られた知識や技術については、伝達講習会等により、関係者、生産者、消費者等への普及・啓発に努める。
- (2) 職員自らの企画、立案、自己啓発を推進し、幅広い技術や見識を持つ人材の育成を図る。
- (3) 特定家畜伝染病の発生に備え、県及び市町村、関係団体、民間獣医師等も含めた防疫体制を確立するため、研修会や防疫演習等の実施により関係者の訓練と対応技術の平準化を図る。
- (4) 農林部、保健医療部の獣医師職員の計画的な人事交流に努め、さらに相互の業務に関して研修等を実施し、家畜防疫から食品衛生に至る幅広い技術と見識を持った職員の育成を図る。
- (5) 病性鑑定、調査・試験研究等で得られたデータや成果等については、積極的に発表会や学会等において発表するとともに、論文投稿を行うなど、学術分野への参画を促す。

3 小動物分野

- (1) 新たに小動物診療に就業する獣医師を対象に、獣医師会と協同して、実践的な診療技術習得のための研修、講習会を充実させるとともに、実務上求められる職業倫理や動物福祉、法令遵守の重要性を認識させる取組を行う。
- (2) また、診療施設間の連携などにより専門性を持った獣医師の能力に関する情報が飼育者に正しく提供され、飼育者が期待する診療を受診できるような環境整備の取組を推進する。

- (3) 増加傾向にある小動物獣医療に関するトラブル等に対する監視指導を効果的に実施するため、インフォームドコンセントの徹底や研修を充実するとともに、小動物獣医療に係る相談窓口を明確にする。

4 生涯研修・教育

診療に携わる獣医師が、最新の獣医療技術や諸外国を含めた家畜伝染病、人獣共通感染症等に関する知識・技術を取り入れながら、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、定年退職した獣医師なども対象に、各種研修会、講習会への参加を推進する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、畜産振興、公衆衛生、動物愛護、自然環境保全等幅広く獣医療の状況を把握するとともに、この中で、県の組織が対応すべき社会的なニーズを把握し、適切な獣医療の提供体制の整備に努める。また、獣医師のコンプライアンスの徹底、倫理の啓発及び相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野、公務員分野

関係団体と連携しながら、自衛防疫活動の推進及び強化、家畜伝染病に関する情報や飼養衛生管理基準の遵守について指導の徹底を図る。

また、食品の安全確保に関し、生産段階における義務と責任の認識、衛生管理の充実、動物用医薬品の適正な使用等について、一層の啓発・普及に努める。

(2) 小動物分野

小動物の適切な健康管理、保健衛生の向上を図るとともに動物愛護を推進するため、飼育者に対し、小動物の健康管理や疾病に関する知識、人獣共通感染症予防に関わる情報等について普及・啓発を図る。

また、野生動物の保護については、野生動物管理等の自然環境保全を踏まえた救済を推進するとともに、人と動物が共生できる社会づくりを推進する。

3 広報活動の充実

家畜保健衛生所、食肉衛生検査センター等、獣医師が活躍する機関、団体等においては、ホームページや広報誌等の媒体を通じ、獣医療が社会に果たす様々な役割や社会活動、関係する情報等を提供することにより、県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及等に努める。